



人権平和資料館だより

2017年(平成29年)9月

HUMAN RIGHTS & PEACE 第249号

世界人権宣言
シンボルマーク

〒720-0061 福山市丸之内1-1-1
TEL 924-6789 FAX 924-6850

jinken-heiwa-shiryokan@city.fukuyama.hiroshima.jp

人権平和資料館企画展

「人権を数える」 ～「世界人権宣言」って何だろう?～

■期間 9月15日(金)～11月26日(日)

「世界人権宣言」は、1948年(昭和23年)12月10日、国際連合の第3回総会で採択されました。多くの命を奪い、たくさんの悲劇をもたらした二度にわたる世界大戦を深く反省し、もう二度と繰り返さないために、国境を越えて、皆がおたがいに自分と同じ人間だと認めて、すべての権利を大切にしなければならないと、意見が一致したのです。

しかし、「宣言」から69年を経た現在も、世界各地で戦争(紛争)という悲劇は繰り返され、たくさんの命が奪われ、さまざまな差別事件や、人権侵害はあとを絶ちません。この「宣言」には、特別なことや、むずかしいことが書かれているではありません。あたりまえに生きるための権利が謳われています。その内容を一人でも多くの人に知っていただくため企画しました。



世界人権宣言とは

この宣言は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平和で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平等の基礎である…」とした基本精神をもとにした前文と30カ条の条文から成り立っています。その中で、生命・身体の安全、法の下での平等などの基本的人権について「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を示すと共に、人は生まれながらにして平等であり、差別されることなく享有できると述べています。つまり、地球のどこであっても、誰であっても、すべての人に人権が備わっているということを承認し、たとえ一つの国における差別や人権侵害であったとしても、それを放置するのではなく、国際的連帯のもとに問題解決をはかっていくことを明確にしています。

世界人権宣言が国連で採択されて以降69年間、この宣言の具体化のために国際社会において、●世界の多くの国の憲法や法律に、宣言の精神がとりいれられたこと。●「人種差別撤廃条約」「子どもの権利条約」「女子差別撤廃条約」に代表される多くの人権を守る条約がつけられたこと。●「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「世界の先住民の国際年」などのとりくみが行われたこと。

などの役割を果たし、人権尊重の流れを大きく前進させました。

福山市人権平和資料館企画展「人権を数える」関連行事「講演会」

日 時 2017年(平成29年)10月22日(日) 13時30分～

場 所 福山市人権平和資料館 2階研修室

課 題 「人権って何？」

講 師 阿久澤麻理子さん(大阪市立大学大学院教授)

内 容 多くの人が知っている「人権」という言葉。人権はたくさんの権利が集まって出来ています。でも、あなたは一つひとつの権利の内容を説明できますか。人権って幾つあるの？もしも、権利が一つでも守られなかったらどうなるの？あなたも人権を数えてみませんか。



宣言文は前文及び30条から構成されています。2015年(平成27年)8月13日現在、433言語に翻訳されています。ここでは、その一部を紹介します。(出典：解放出版社、著書名：地球市民の人権教育)

第1条

人はみな、自由で平等な仲間

人はみな、生まれたときから自由で、人間として等しく大切な存在であり、人権をもっています。そしてみんな仲間です。



第2条

誰も差別されない

人はみな、人種、肌の色、性別、言語、宗教、意見の違い、出身、財産のあるなしなどによって差別されることなく、この宣言に記されたすべての権利と自由をもっています。

第7条

法の下での平等

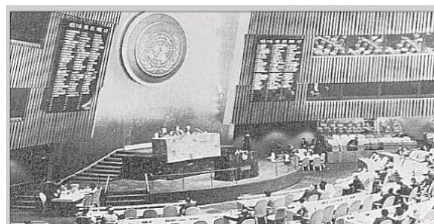
人はみな、法の平等な保護を受ける権利があり、この宣言に反するような差別から保護されます。



第8条

裁判を受ける権利

人はみな、憲法や法で守られる権利を侵されたら、裁判に訴え、その権利を取り返す権利があります。



1948年(昭和23年)12月10日
国際連合第3回総会で採択された。

第16条

結婚は当事者同士で決める

人はみな、人種や国籍、宗教によって制限されることなく、大人になったら結婚し、家庭をもつ権利があります。結婚、結婚生活、離婚に関することも、平等な二人が自由な意思で一緒に決めるものです。



第23条

働く者の権利

人はみな、仕事を自由に選び、公正な労働条件のもとで働き、失業から守られる権利があります。同じ仕事には同じ賃金が支払われ、それは生活できるがくでなくてはなりません。自分を守るために労働組合をつくること、その一員になることも権利です。

第25条

生活保障の権利

自分と家族の健康で幸せな生活を維持することは権利です。仕事を失ったり、年をとったり、家族の働き手が亡くなったり、病気や障害などで生活できないとき、公的な助けを受ける権利があります。



第26条

教育の権利

教育を受けることは権利です。少なくとも小中学校は無償で、誰もが通う義務教育です。さらにその先、職業や専門にかかわることを学んだり、大学に進むことも可能です。

